

山梨県立盲学校いじめ防止基本方針

山梨県立盲学校

【はじめに】

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない幼児児童生徒（以下幼児生という）の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、幼児生を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、幼児生の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、このような認識に立ち「いじめ防止基本方針」を策定する。

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

・いじめ防止対策推進法第2条より

「いじめ」とは、幼児生等に対して、当該幼児生等が在籍する学校に在籍している当該幼児生等と一定の人的関係にある他の幼児生等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった幼児生等が心身の苦痛を感じているものをいう。

●具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にどのような特質があるか十分に認識することが必要である。いじめには、様々な特質があるが、基本的な認識として4つのポイントをあげる。

- ① いじめは、どの幼児生にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ④ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

第2章 いじめの防止のための取組

<本校の教育目標>

「自己実現・社会的自立ができる力を養い、健康で心豊かな人間を育成する」

本校では、「心豊かな人間を育成」することを教育目標に掲げている。すべての教職員が幼児生

と好ましい人間関係を築き、いきいきとした集団活動の中で社会性の育成に努めることが、いじめの防止につながると考える。

1 未然防止のための取り組み

(1) 教職員の気づきと実態把握

教職員は、幼児生の些細な言動から個々のおかれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高め、実態の把握に努める。定期的にケース会議を開き、教師間で幼児生の実態を共通確認する。

(2) 居場所作り

幼児生一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。教師は、分かりやすい授業を心掛け、幼児生に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を味わい自己有用感をはぐくむことができるよう努める。クラスや学部、学校が生徒の居場所となるようにしていくことが大切である。

(3) 道徳教育

未発達な考え方や道徳的判断力の低さからおこるいじめに対し、道徳教育が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

2 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために

- ・すべての教職員が日常的な観察を丁寧に行い、幼児生の小さな変化を見逃さない。普段と様子が異なる幼児生がいる場合には学部や運営委員会等の場で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生を見守る。

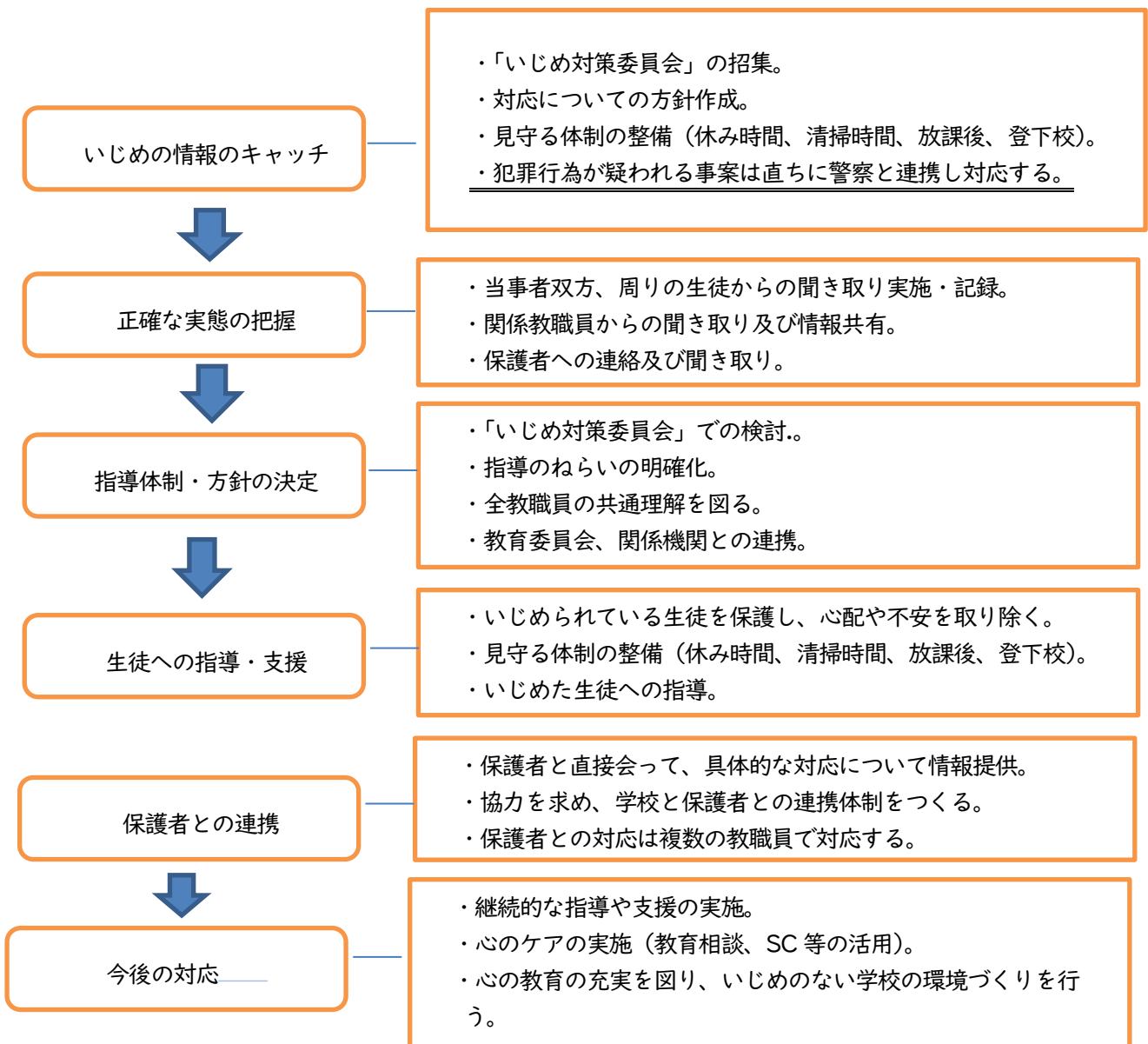
- ・「友達アンケート」（いじめ実態調査）を年3回行い、人間関係やいじめの有無を把握する。

※アンケートは墨字・点字・電子媒体・聴き取りなど実態に応じて回答できるよう準備する。

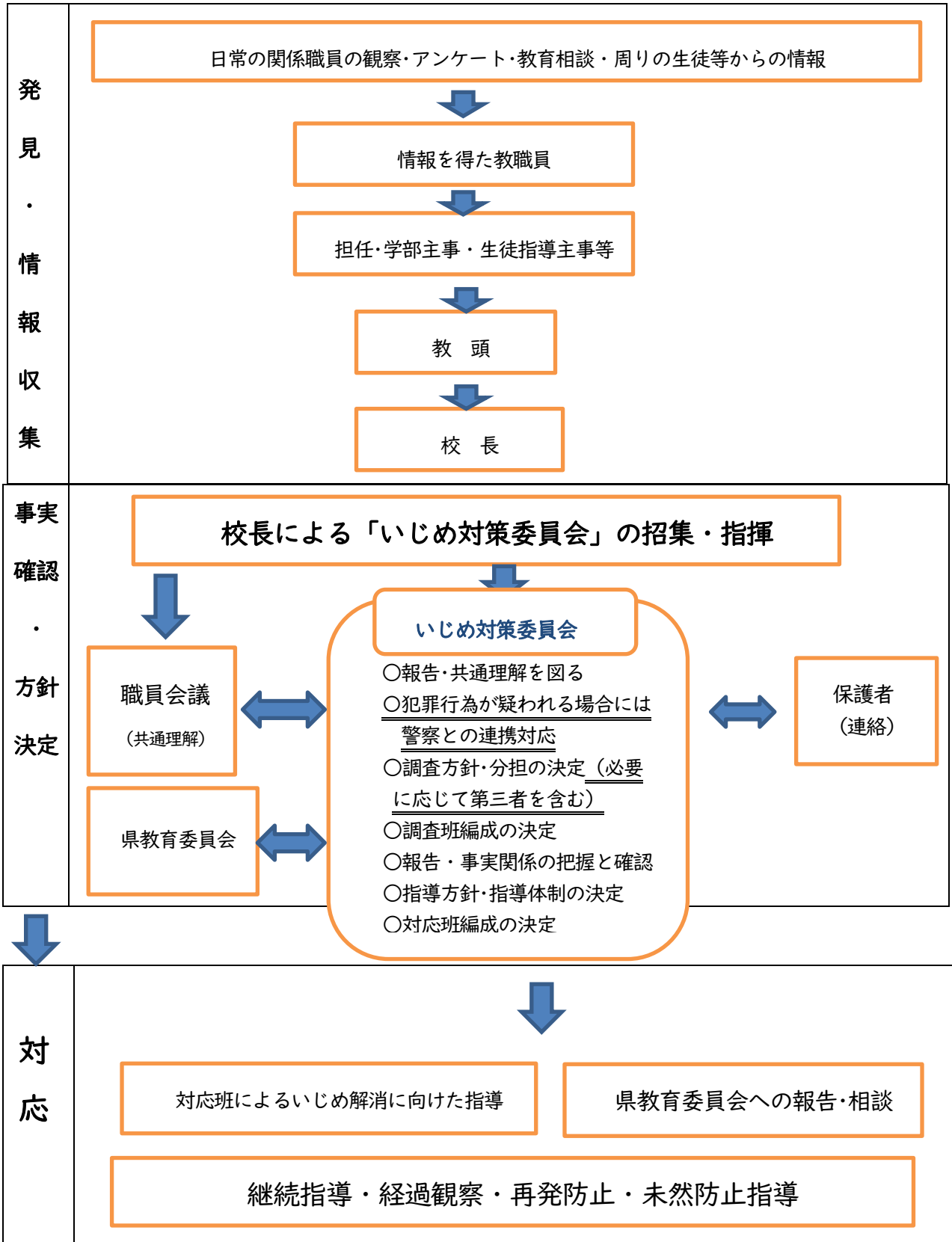
(2) いじめの早期解決のために

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学部及び学校全体で問題の解決にあたる。適切な役割分担を行い、組織的に対応する。

3 いじめ対応の基本的な流れ



4 初期対応



5 年間計画

	各学部	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児生状況の引き継ぎ ・ HRづくり・学部づくり ・ 個人面談 ・ 保護者懇談（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） ・ 「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載） ・ PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回「拡大いじめ対策委員会」（「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ実態調査「友達アンケート」の実施（第1回） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者懇談 ・ 家庭訪問 	
8月		
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ実態調査「友達アンケート」の実施（第2回） 	

12月	・保護者懇談	・第3回「拡大いじめ対策委員会」(アンケート調査の結果)
1月	・ケース会議	
2月	・いじめ実態調査「友達アンケート」 の実施 (第3回)	
3月		
		運営委員会にて幼児生状況の共有化を図る

6 いじめ問題に取り組む校内組織

(1) いじめ対策委員会等の設置

いじめ対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事(いじめ対策主任)、保健主事、学部主事、養護教諭をメンバーとして設置する。なお、メンバーは事案等に応じて柔軟に対応する。また、拡大いじめ対策委員会を設置し、適切な検証を行う。

(2) 「いじめ対策委員会」(日常的な対応)

○ 構成員:校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学部主事、養護教諭

○ いじめ対策委員会の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめへの対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗のチェック
- ⑦ 各取組の有効性の検証
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し

※いじめ事案の発生時は、緊急対応し、事案に応じて、いじめ対策委員会メンバーに必要なメンバーを加え対応する。

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

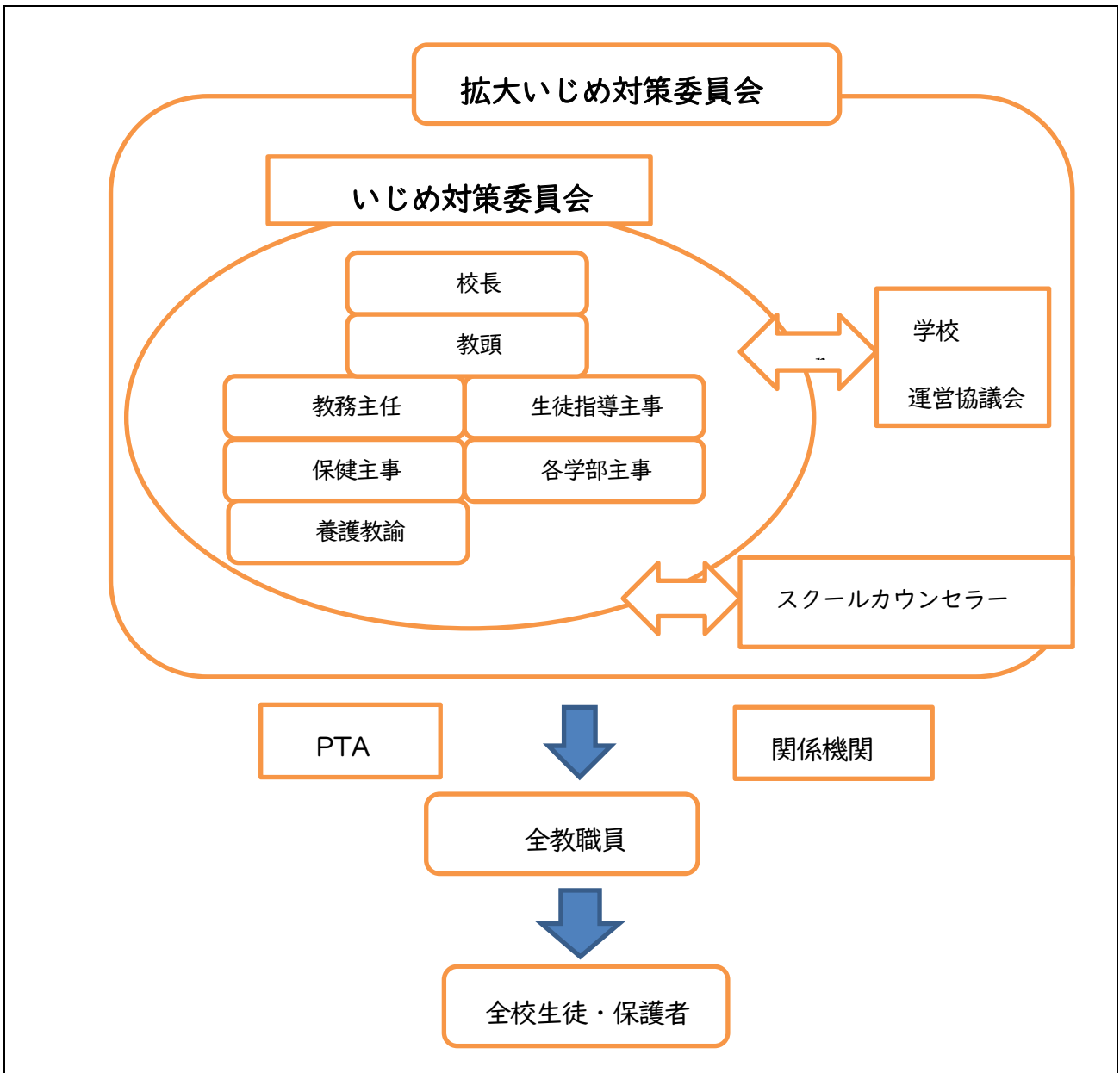
(3) 「拡大いじめ対策委員会」

○構成員：「いじめ対策委員会」に学校運営協議会委員やスクールカウンセラー等を加える。

※拡大いじめ対策委員会は、学期に1回程度開催（学校運営協議会に併せて開催）する。

※拡大いじめ対策委員会は、直近の「いじめ実態調査」の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。

(4) いじめ防止のための学校の体制



*スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、事案により、県に依頼する。

(5) 取組状況の把握と検証（PDCA）

拡大いじめ対策委員会は、年3回、検討会議を開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。（学校運営協議会と併せて実施）

第3章 重大事態発生時の対応

「重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、学校の設置者又はその設置する学校の下に、組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」（法第28条第1項）

「重大事態の調査に当たり、学校や設置者への中立性の懸念がある場合や専門性が
必要な場合、保護者との信頼関係の確保が課題である場合は弁護士、臨床心理士、
医師など有識者を含む第三者調査組織による調査を実施することとなる。調査開
始に当たっては対象幼児生、保護者に対し、定められた内容に沿って書面により
丁寧に説明する。また、個人情報保護法に基づき、調査報告書の提示や公表の際の
匿名化が適切に行われるようにする。」

○重大事態とは

- ①「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ②「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- ③「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。

*いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑い、とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

*いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」疑いの、「相当の期間」とは

- ・年間30日を目安とする（不登校の定義をふまえて）

重大事態が発生した場合は、「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針」に準じて対応する。